

# 医科点数表の解釈 令和6年6月版

## Web追補 No.19 (令和7年12月号)

令和7年12月11日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。
    - 令和7年11月28日 厚生労働省告示第306号（令和7年12月1日適用）
    - 令和7年11月28日 保医発1128第2号（令和7年12月1日適用）
    - 令和7年11月28日 保医発1128第3号（令和7年12月1日適用）
  - Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。（<https://www.shaho.co.jp/publication/navi/>）
  - 以下の通知が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。
    - ・「**基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて**」の一部改正について（令和7年11月14日保医発1114第1号）
- 【『医科点数表の解釈（令和6年6月版）』ウェブコンテンツ】**  
([https://ika.shaho.co.jp/r06\\_ika\\_kaisaku/](https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaisaku/))
- ◆ 施設基準（基本・特掲）等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
549	右	[D014自己抗体検査の「47」の所定点数（1,000点）を準用する項目として追加]	<p>◇ 抗N F 155抗体及び抗C N T N 1抗体は、慢性炎症性脱髓性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助（治療効果判定を除く。）を目的として、ELISA法により測定した場合に、それぞれD014自己抗体検査の「47」抗アクアポリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であつたいざれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>	留 (令 7.11.28 保医発 1128 3)
555	右	[D023微生物核酸同定・定量検査の「6」の所定点数（291点）を準用する項目として追加]	<p>◇ RSウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RSウイルス感染が疑われる患者に対して、RSウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RSウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR法により実施した場合に、D023微生物核酸同定・定量検査の「6」の所定点数を準用して算定する。</p> <p>ア 入院中の患者 イ 1歳未満の乳児 ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者</p>	留 (令 7.11.28 保医発 1128 3)
833	右	[K059骨移植術（軟骨移植術を含む。）の「4」自家培養軟骨移植術の所定点数（14,030点）を準用する項目として追加]	<p>◇ 肘関節又は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）に対して、軟骨修復材を使用した場合は、K059骨移植術（軟骨移植術を含む。）の「4」自家培養軟骨移植術の所定点数を準用して算定する。</p>	留 (令 7.11.28 保医発 1128 2)
833	右	[K059-2関節鏡下自家骨軟骨移植術の所定点数（22,340点）を準用する項目として追加]	<p>◇ 肘関節又は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）に対して、関節鏡下で軟骨修復材を使用した場合は、K059-2関節鏡下自家骨軟骨移植術の所定点数を準用して算定する。</p>	留 (令 7.11.28 保医発 1128 2)
904	右	[K616四肢の血管拡張術・血栓除去術の所定点数（22,590点）を準用する項目として追加]	<p>◇ 包括的高度慢性下肢虚血疾患患者（慢性透析患者を除く。）における対照血管径が2.5mm以上4.0mm以下の膝下動脈病変に対して、血管内腔径の改善を目的として、薬剤溶出型生体吸収性下肢動脈用ステントを留置した場合は、K616四肢の血管拡張術・血栓除去術の所定点数を準用して算定する。なお、手術に伴う画像診断及び検査の費用は別に算定できない。</p>	留 (令 7.11.28 保医発 1128 2)

頁	欄	行	変更前	変更後
905	右	下から4行目	大腿膝窩動脈の狭窄又は閉塞	大腿膝窩動脈又は膝下動脈における狭窄又は閉塞
905	右	下から2行目	〔次行に追加〕	(令 7.11.28 保医発 1128 2)
1083	一	上から4行目	(最終改正; 令和7年8月29日 厚生労働省告示第233号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 16等にて改正済み〕	(最終改正; 令和7年11月28日 厚生労働省告示第306号)
1092	左	上から4行目	〔次行に追加〕	(5) 分枝血管用 102,000円
1092	左	上から10行目	◆ 次行に以下のように追加。 ④ 生体吸収・再狭窄抑制型 〔編注; 承認番号が30700BZX00154000のものについては、令和7年12月1日から令和9年11月30日まで264,000円〕	259,000円
1093	左	下から21行目	◆ 次行に以下のように追加。 ④ 分枝血管部分連結型 〔編注; 承認番号が30600BZX00235000のものについては、令和7年12月1日から令和9年11月30日まで3,840,000円〕	3,820,000円
1094	左	下から29行目	〔次行に追加〕	(3) 腹部大動脈分枝血管対応型 322,000円
1094	右	下から28行目	227 高血圧症治療補助アプリ 7,010円 228～236 (略) 〔黄色網かけはWeb追補No. 16等にて改正済み〕	227 高血圧症治療補助アプリ 7,010円 228～236 (略) 237 軟骨修復材 1,170,000円
1095	右	◆ 「Ⅸ 経過措置」の(1)に以下の項目を追加。 133 血管内手術用カテーテル (2) 末梢血管用ステントセット ④ 生体吸収・再狭窄抑制型 (承認番号) 30700BZX00154000 146 大動脈用ステントグラフト (1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分) ④ 分枝血管部分連結型 (承認番号) 30600BZX00235000	令和7年12月1日から 令和9年11月30日まで	264,000円 3,840,000円
1097	一	上から3行目	(令 6.3.5 保医発 0305 8) (最終改正; 令 7.8.29 保医発 0829 2) 〔黄色網かけはWeb追補No. 16等にて改正済み〕	(令 6.3.5 保医発 0305 8) (最終改正; 令 7.11.28 保医発 1128 2)
1104	左	下から6行目 ～右段上から 1行目	(7) (略) (8) (略) 〔黄色網かけはWeb追補No. 9にて改正済み〕	(7) (略) (8) (略) (9) 分枝血管用は、複数の分枝血管にステントグラフト内挿術を行う場合であって、複数のガイドワイヤーを同時に血管内に誘導する必要がある場合のみ算定できる。なお、分枝血管用を使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
1105	左	下から7～2行目	(14) (略) (15) (略) (16) (略) 〔黄色網かけはWeb追補No. 9等にて改正済み〕	(14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) 末梢血管用ステント・生体吸収・再狭窄抑制型は、包括的高度慢性下肢虚血疾患患者(慢性透析患者を除く)における対照血管径が2.5mm以上4.0mm以下の膝下動脈病変に対して、血管内腔径の改善を目的として使用した場合に限り、1回の手術に対して原則として2個を限度として算定できる。ただし、医学的必要性から3個以上使用する必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で、4個を限度として算定できる。なお、令和9年11月30日までに限り、迅速な保険導入に係る評

頁	欄	行	変更前	変更後
1106	左	下から12~7行目	(5) (略) (6)~(9) (略)  〔 <a href="#">黄色網かけはWeb追補No. 16にて改正済み</a> 〕	価を行った価格で算定できる。  (5) (略) (6)~(9) (略) (10) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型を腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合には、1回の手術に対して原則として1個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (11) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型については、令和9年11月30日までに限り、迅速な保険導入に係る評価を行った価格で算定できる。 (12) 腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）を腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて使用する場合は、1回の手術に対して原則として1個まで算定できる。複数個算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (13) 胸腹部大動脈瘤に対して、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と組み合わせて胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を使用する場合は、1回の手術に対し、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型は原則として1個を限度として算定できる。ただし、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、3個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。
1110	左	上から12行目	標準型	標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型
1110	左	上から17行目	標準型	標準型及び腹部大動脈分枝血管対応型
1110	左	上から31行目	〔次行に追加〕	(7) 末梢血管用ステントグラフト・腹部大動脈分枝血管対応型は、胸腹部大動脈瘤又は傍腎動脈腹部大動脈瘤を有する患者の治療において、薬事承認において本品と併用する際の有効性及び安全性が確認された指定のステントグラフトと組み合わせて使用し、腹腔動脈、上腸間膜動脈及び腎動脈に留置した場合は、8本を上限として算定できる。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。
1113	左	下から31~12行目	227 高血圧症治療補助アプリ (略) 228~236 (略)	227 高血圧症治療補助アプリ (略) 228~236 (略)

頁	欄	行	変更前	変更後
			[ <b>黄色網かけはWeb追補No. 16等にて改正済み</b> ]	<p><b>237 軟骨修復材</b></p> <p>(1) 軟骨欠損面積が膝で 1 cm<sup>2</sup>以上 3 cm<sup>2</sup>以下、肘で 1 cm<sup>2</sup>以上 1.5 cm<sup>2</sup>以下の軟骨欠損部位を有する、肘関節又は膝関節の外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）であって、自家骨軟骨移植術が困難な場合や骨端線が残存している小児に使用する場合に限り算定できる。</p> <p>(2) 軟骨修復材の使用に当たっては、関連学会の定める適正使用指針を遵守すること。</p> <p>(3) 軟骨修復材を使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://x.com/ika\\_kaishaku](https://x.com/ika_kaishaku)

X（旧Twitter）では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。